

山中伸介委員長による日本記者クラブでの会見

- 日時：令和4年11月21日（月）15時45分～
- 場所：日本記者クラブ 10階ホール

<委員長からの発表内容>

○司会 それでは、時間になりましたので、始めます。

今日は、ゲストに原子力規制委員会の第3代委員長の山中伸介さんをお招きしました。山中さんは、大阪大学で原子炉重大事故に関連した燃料の安全性研究など、原子力工学、核燃料工学、材料分野の研究に取り組まれてこられました。2017年に、原子力規制委員会の委員になられ、今年9月第3代委員長に就任されました。原子力規制委員会は、9月に発足10年の節目を迎えています。ウクライナ侵攻によるエネルギー情勢の変化、岸田政権の原子力政策の転換、特に原発の60年超運転に向けた検討で、原子力規制の在り方に社会の関心が高まっています。

今日は、山中さんに発足からの10年を振り返っていただくとともに、今後の規制委員会の在り方についてお伺いできるものと思います。

この後、山中さんから20分ほどお話を伺い、続いて皆さんからの質問にお答えいただきます。質問は、会場とオンラインの双方からお受けします。オンラインからの質問は、二つの方法で受け付けます。御自分の声で直接質問をしたい方は、画面の下のほうにある手のマークのボタンを押してください。質疑応答の時間に私が指名します。テキストでの質問は、Q&Aから受け付けます。御所属とお名前、質問を記入して送ってください。Q&Aからの質問は、今から受け付けます。

司会は、日本記者クラブ企画委員で朝日新聞の黒沢大陸が担当します。

それでは、山中さんお願いします。

○山中委員長 山中伸介でございます。よろしくお願いいたします。

本年9月26日付で原子力規制委員会委員長を拝命いたしました。重責ではございますが、職責を全うさせていただく所存です。

本日は、このような場を頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。11年前の東京電力福島第一原子力発電所事故は長年原子力に携わってきた者として、痛恨の極みであり、なぜあのような事故を防ぐことができなかつたのかという大いなる後悔と反省の気持ちを今も持ち続けております。

5年前に委員に就任後は、あのような原子力災害を二度と起こさないという決意の下に、原子力発電所の新規制適合性審査並びに検査を担当してまいりました。東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓が私の原点であり、原子力規制委員会職員の原点でもあると考えています。今後もその原点を忘れず、原子力規制のさらなる改善を、変化を恐れず職員とともに進めてまいりたいと思っております。

本日は、その気持ちをタイトルに込めまして、お話をさせていただきたいと思います。
2ページ目をお願いいたします。

本日は、原子力規制委員会のこれまでの10年間と現在取り組んでおります活動、今後進めていきたいと考えている活動方針についてお話をさせていただきたいと思っております。

3ページ目をお願いいたします。

原子力規制委員会は、御承知のとおり2011年3月11日に発生いたしました東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓に基づき設置をされました。二度とあのような原子力事故を起こさないために、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、活動を続けてきております。原子力に携わる者として、高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指し、たゆまず努力を続けております。原子力安全規制を通じて、人と環境を守るということを使命として、原子力安全規制活動を行っております。我々は、独立性と透明性の堅持や、向上心や責任感を常に持ち、実効ある規制活動を行い、緊急時の即応能力を身につけることを行動原理としております。

安全規制について、科学的・技術的検知から独立した意思決定を行うということについては、最も大切にしなければならないところです。現場を重視する姿勢を貫き、実効ある規制を追及しております。意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の開示を徹底しております。また、国内外の多様な意見に耳を傾けて、孤立と独善を戒めて、行動してきております。常に最新の科学的・技術的知見に学び、自らを磨き、倫理観、責任感を持って職務を遂行しております。

また、事故は常に起こるもの、そういうふうと考えていかなる事態にも機動的かつ組織的に対応するために体制を平時から整える努力をしております。

4ページ目をお願いいたします。

2012年に原子力規制委員会が発足いたしました。発電用原子炉の新規制基準の策定を行い、再稼働についての適合性審査を開始しております。その後、原子力基盤機構を統合いたしまして、現在約1,000名の職員を持つ規制組織となっております。その間、国際機関であるIAEA（国際原子力機関）による規制レビュー等を受け、国際的な評価も受けてきております。このような評価を通じて、様々な業務の改善を進めているところです。中でも、新しい検査制度の運用をはじめ、放射性物質の使用施設に関する法の整備や様々な取組を行ってきております。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を安全に実施するため、監視・助言を行うとともに、事故の調査・分析については、精力的に進めているところです。

5ページ目をお願いいたします。

原子力規制委員会は、独立性の高い3条委員会であり、委員長、委員を合わせて5名の合議により意思決定を行います。原子力規制委員会は、委員会の責任において、行政

処分を行うことができる権限を持っております。

6ページ目をお願いいたします。

規制委員会の様々な活動は、透明性と公開性を原則とし、会議は一般傍聴及びネット生中継を実施し、資料も公開しております。このような取組は、世界的に見ても原子力規制機関としては、極めてユニークです。

また、週1回の委員長の定例記者会見や、週2回の規制庁職員によるブリーフィングも行っており、情報発信についても努力を続けているところです。

7ページ目をお願いいたします。

原子力に100%の安全はないという、このことを肝に銘じながら、従来の発想を転換し、新しい規制基準を制定いたしました。重大事故対策の強化、万が一重大事故が発生した場合の対策の要求も基準に盛り込んでおります。

また、新しい技術的・科学的知見が得られた場合、速やかに基準の中に取り入れていく仕組みとして、バックフィット制度を世界に先駆けて導入いたしました。これは、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓として、最も重要な原子力安全について継続的改善を怠らないということに基づくものです。

8ページ目をお願いいたします。

新しく制定された基準に基づく適合性審査を進めますとともに、IAEAの助言等もございまして、検査制度の改善にも取り組んでまいりました。2020年4月より従来のチェックリスト方式の検査を改めまして、リスク情報の活用とパフォーマンスベースの検査制度を開始いたしました。いつでも、どこでも、何にでも検査官が原子力施設の検査ができるフリーアクセス制度を取り入れました。核セキュリティや保障措置についても審査、検査の改善強化を進めているところです。東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保や事故調査・分析、これも重要な活動として取り組んでおります。放射線防護や原子力施設の事故は起こるものとして緊急時の対応、訓練を実施し、対応能力の向上にも努めております。

9ページ目をお願いいたします。

東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓が私どもの原点であり、この原点を忘れることなく、安全規制活動を続けております。原子力規制委員会の原点である福島第一原子力発電所の廃炉作業が安全でかつ事故なく進むために、監視・助言を行っております。事故後10年は、発電所内外の緊急措置的な汚染物への対応が重要であったかと思えます。現場の方々の様々な努力もあり、原子炉建屋の周辺の除染もかなり進んでおります。

また、燃料体の取り出しについても徐々にではありますが、実施されてきております。原子力発電所の中、まだまだ多くの瓦礫が散乱し、放置されている状態が続いております。これからは、安定化の10年にしていかなければならないと考えております。

10ページ目をお願いいたします。

これからの10年は、放射性物質で汚染した様々な物質の分析、分類、保管を着実にかつ安全に社会的影響にも十分配慮をして進めていく必要があると考えています。処理水の海洋放出、瓦礫の処理保管をリスク低減のためにも進めていく必要があると考えています。そのためにも種々の物質についての分析技術がますます重要になってくると考えています。東京電力福島第一原子力発電所事故を風化させてしまわないためにも事故調査・分析が極めて重要であると考えています。最近では、私自身、今年の3月から6月にかけて4回、1号機から4号機の原子炉建屋の内部に入り調査し、様々なデータを取得いたしました。今後、事故当時の放射性物質の放出経路や、時系列的な振る舞いを明らかにしていきたいと考えています。

また、原子炉下部のペデスタルに落下した熔融燃料の挙動についても調査・分析をしており、これまで国際的に定説となっている熔融炉心の挙動とは大きく異なる現象が見出されております。今後さらに調査・分析を進めることにより、新たな安全対策への提言ができればというふうに考えております。

11ページ目をお願いいたします。

規制の継続的な改善にも、変化を恐れることなく積極的に取り組んできています。特に、最新の化学的・技術的な知見などを規制基準に反映してまいりました。有毒ガスや火災への防護、地震、津波、火山などへの自然現象についての対応をしてまいりました。また、審査の予見性の向上や、体制の見直しなど、審査プロセスの改善についても進めてきております。放射性物質の使用施設などの規制についても法律の改正やガイドの整備を進めてきています。

12ページ目をお願いいたします。

原子力利用については、利用主体と利用政策側、安全規制側、それぞれが関わることになります。利用政策側は、原子力利用の入り口、その次に原子力安全規制が担当することになります。我々原子力規制委員会は、原子力施設の安全性をできるだけ高めるために安全規制を行います。具体的に原子力発電所の再稼働を考えると、まず、利用政策側の入り口で再稼働をするか、廃止措置を行うかの選別がなされます。

次に、原子力規制委員会で新規制基準適合性審査などを行い、許可された発電所のみが運転できる可能性があります。我々が審査し許可をしても、原子力発電所を動かすことができるのは、出口である利用主体であるということが重要です。

さて、原子力発電所の運転期間延長認可制度については、数年前から原子力規制委員会にて議論を行ってきたところですが、運転延長認可制度につきましては、原子炉等規制法第43条の関連条文に、運転期間の定めと高経年化した原子力発電所の安全規制の定め、二つがセットになって規定をされております。令和2年7月29日の原子力規制委員会において、運転期間の在り方については、原子力利用に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べる事柄ではないとの見解を確認しております。利用政策側が運転期間の定めを変更しようとして検討を進めていることへの対応として、

運転期間に関する定めが原子炉等規制法から他法令へ移される場合にでも必要な安全規制を継続して実施できるようにするために、現在、制度設計の準備を進めているところです。大前提として、原子炉規制委員会が利用政策側に先んじて当該定めを変更することはありません。仮に、利用政策側が当該定めを変更しない場合には、原子力規制委員会も何らの変更も行いません。

13ページ目、お願いいたします。

高経年化した原子力発電所の安全規制が厳正に継続できるように、制度設計の準備を進めているところです。30年から10年を超えない範囲で10年ごとに審査、認可を行っていきこうと現在考えておりますが、これまで30年から10年ごとに行われている高経年化技術評価と、40年目に一度だけ行われる運転期間延長認可制度、これを統合して法的な枠組みを原子炉等規制法に定めようと考えております。具体的には、運転開始後30年を超えて運転しようとする場合には、10年を超えない期間ごとに運転期間の延長の審査と認可を行います。10年を超えない期間ごとに劣化の状況を把握し、経年劣化の技術評価を行います。その結果に基づいて、発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画を策定することを義務づけようと考えております。

14ページをお願いいたします。

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓に基づき設置をされました。独立性、透明性を堅持し、規制活動を続けてきました。IAEAの規制レビュー等を受検することにより、国際的にも業務評価を受けながら、規制の改善を進めております。今後は、国内外への情報発信、関係者の皆様との対話をより一層大切にしてまいります。原子力規制委員会設置後10年がたちましたが、職員の士気は高く、責任感を持って業務が遂行できていると考えています。しかしながら、いま一度職員全体で原点に立ち返り、国内外からさらに信頼される規制機関になれるよう努力してまいります。

原子力規制のさらなる高見を目指し、変化を恐れることなく改善を続けてまいります。そのために原子力施設について、現場重視の姿勢で過去の事故や、新しい科学的・技術的知見の調査・分析をしっかりと行います。

また、このような活動を通じて、職員の能力向上や育成にも注力いたします。原子力に100%の安全はないということを肝に銘じながら、職員一丸となり、慢心することなく謙虚に規制業務を遂行してまいります。

御清聴どうもありがとうございました。

< 質疑応答 >

○司会 山中さん、ありがとうございました。

では、質問をお受けします。質問の受け付け方をもう一度御案内します。会場で質問がある方は、挙手をお願いします。私が指名しますので、お近くのマイクを使ってお

名前と御所属をおっしゃってから質問をしてください。

オンラインで参加されている方で直接質問をしたい方は、Zoom画面の下のほうにある手のマークのボタンを押してください。私が指名しますので、ミュートを解除し御質問ください。

テキストへの質問は、同じくZoom画面の下のほうにあるQ&Aにお名前と御所属を添えて質問を書き込んで送ってください。私が代読します。

それでは、会場の方で御質問がある方は、いらっしゃいますでしょうか。

2番目の方、どうぞ。

○記者 朝日新聞OBのタケウチと申します。

高経年化の原子炉の扱いについてお聞きしたいと思います。

今回、制度を変えようとしているのは、今先生がおっしゃったとおりですけども、私は疑問を持っております。福島原発事故の後、当時の保安院は、批判されました。それは、規制される側、つまり電力会社のとりこになっていたのではないかと、その反省の上に立って新しい規制委ができたのですが、それから10年たった今、また同じような道に行こうとしているのではないかなと思います。

つまり、経済産業省や電力事業者がもっと長く使いたい、原発を使いたいと言えば、今、その規制委員会はオーケー、ではそれに応じた制度をつくろうではないかと、私から見れば迎合しているのではないかというふうに思います。独立性が揺らいでいるのではないかと思います。独立性があるという信頼がなければ何も変わらないと思います。ですから、その経済産業省が使いたいと言ったからといって、ではそれに応じて規制委は、その年数については何も関わりません、関わらない制度をつくりますというのは、おかしいのではないかと思います。多くの方は、この独立性に対する不安を持っております。それについて、どう考えるか教えてください。

○山中委員長 お答えいたします。

御指摘のございました運転延長認可制度につきましては、原子炉等規制法の第43条に関係する条文として、運転期間に関係する定めと高経年化した原子炉の安全規制に関する定め、これが二つにセットになって定められております。このうち、運転期間については、もう既にかなり長い前から議論を進めてまいりまして、令和2年7月29日の原子力規制委員会において、運転期間については、利用政策側の判断をなされる事項であって、原子力規制委員会は、何か意見を申し上げる事柄ではないという見解を決定しております。

したがって、今回利用政策側がこの原子炉の運転期間に関しての定めを変更しようとしているということが分かりましたので、継続的な高経年化した原子炉の安全規制が担保できるように、私ども原子力規制委員会が安全規制の制度の設計の準備を始めた次第でございます。したがって、もし利用政策側がこの運転期間について

何らの変更も行う場合には、私どもは原子炉等規制法を変更するつもりもございませんし、それが大前提でございます。決して、高経年化した原子炉の安全規制に抜けがあつてはいけないということで、あくまでも準備として開始したところでございます。

○司会 ありがとうございます。タケウチさん、大丈夫ですか。

○記者 はい、いいです。

○司会 会場ではほかの方、いらっしゃいますか。では、その奥の方どうぞ。前から3番目の方ですか。

○記者 TBSラジオのサキヤマと申します。

福島第一原発の廃炉に伴う廃棄物についてお伺いしたいと思います。

当然廃棄物は常に低レベルのものを、例えば、防護服とかも出ますし、ALPS（多核種除去設備）の処理を行うと様々なものが出ます。これ、もちろん廃炉の年数は分からないですから、どれぐらい出るなんて計算は不能なわけですけれども、現実には。一つは、これまで5年間委員をやられてきて、東京電力側は、物理的境界、福島第一原発の機器というのはもう決まっているわけですから、物理的境界とかそういうものをどれぐらい深刻に捉えていると感じられるかというのが、つまり委員として東京電力をどう見ているかというのが一つ。

それから、もう一つは、山中委員長自身が、物理的境界というものを例えば解決する手段というのは何か考えていらっしゃるか。一つだけ具体例で言うと、私、周りの中間貯蔵施設の土地を持っている方に取材をしたときに、その方が結局福島第一原発の廃炉の廃棄物も来てしまうのではないかと。それは、杞憂かもしれませんが、来てしまうのではないかとということをおっしゃっていました。廃棄物の物理的境界について、東電がどれぐらいちゃんと考えていると思われるか。そして、山中委員長自身がどう考えているか教えてください。

○山中委員長 まず、御質問の廃棄物の物理的境界を東京電力自身がどの程度深刻に考えているか、この点でございますけれども、一応、その物量について東京電力は、経産省は把握をしているようでございますけれども、私自身そのまだ取組は非常に甘い、そういうふう感じております。

特に、処理水の問題にしても低レベルの瓦礫の処理の問題についても、やはり取組の技術的な甘さというのが私自身感じているところでございます。私自身の限界についてどう考えるかという御意見でございますけれども、やはりきちんと様々な低レベルの廃棄物について、処理焼却する、あるいはこれは本当に社会的な影響は非常に大きゅうございますけれども、処理水の海洋への放出をきちんと進めるということを東電が主体的に進めてくれれば、限界なく敷地の中で様々な安定化が行うことができるのではないかとというふうに私自身は考えております。

○記者 ありがとうございます。ちょっとだけ。中間貯蔵施設の人も懸念するような、

つまり限界を超えた先というのは、特に考えて何かほかに方策はないかとか、例えば、今のようやり方ではなくて、地中に埋めるとかそういうことは考えていらっしゃるんですか。

○山中委員長 敷地の中でのいわゆる様々な分析、分類、保管のやり方というのを考えていけないといけないと思います。ただ、それも発電所の中でのいわゆる安定化の話でございまして、その敷地外に様々な迷惑をかけるということを私自身は考えておりません。

○司会 ありがとうございます。会場、よろしいですか。そちらの方、どうぞ。

○記者 高崎新聞OBのオダガワです。

委員長、大変誠実に向き合ってきておられるのだと思います。ということを感じて、委員長の原点の原を聞きたいと思います。

311、福島原発過酷事故のときに、小学生女子児童、声が上がりましたね。私たち子どもを産めるのですか。私は大変ショックを受けました。のうのうと東京で電気ももらっていた。明るい生活を楽しんでいた。しかし、事故が起きると、そうなんだ。申し訳ない。これは、昔流に言うと、大人は切腹して謝るべきだと思いました。あのとき、山中さん何を感じましたか。この大変なあの事故、過酷事故、単なる事故ではないですね。私は、福島原発災害と呼んでいます。そのときの抱いた思いから、今現在のあなたの立場、矛盾があるのではないですか。いかがですか。率直にお聞かせください。

○山中委員長 講演の中でもお話をさせていただきましたけれども、東京電力福島第一原子力発電所の事故というのは、やはり長年原子力に携わってきた者として、痛恨の極みでございます。私18歳から原子力に携わってまいりました。まず学ぶところから始めて、原子力が人の役に立つと思って信じて学び、研究をしてまいりました。あのような事故を防ぐことがなぜできなかったのかというのが、本当に痛恨の極みでございます。現在もその気持ちは変わっておりませんし、原子力規制委員会委員長という重責を担うことになりましたけれども、そのときの気持ちは決して忘れてはおりません。

○司会 ありがとうございます。

オンラインでもたくさん質問が来ておりますので、では、会場、さっきお手を挙げた方、その後、オンラインのほうにいきます。

○記者 北海道新聞のホリタと申します。よろしく申し上げます。

北海道泊原発についてお伺いします。審査期間が9年に及びまして、第一陣としては、唯一、結論が出ていない原発となりました。北電側は来年9月に説明を終えるというふうな説明をしているのですけれども、今後の審査の焦点やスケジュール感についてお伺いしたいのと、もう一つ、政府から、最近、既存原発を最大限活用すべしとの声が

高まっている状況と思いますけれども、こうした圧力が長期化しているプラントの審査に与える影響について教えてください。

○山中委員長 御質問は、まず、二つあったかと思えます。

まず、泊原子力発電所の今後の審査の焦点、あるいは問題点というところが、まず1点目。2点目が、政府等の方針が審査に何か影響を与えるのかどうかというのが2点目。その2点でよろしゅうございますか。

まず、泊原子力発電所の審査、これはかなり長期にわたっております。東京電力福島第一原子力発電所の教訓に倣いますと、やはり日本の場合、自然災害というのが極めて重要な論点になるかと思えます。泊原子力発電所の場合、地震、津波関係の審査が長期にわたっております。特に、敷地内の活断層の評価、あるいは敷地近傍の活断層の評価に時間を要しているというところだと理解をしております。今後の論点についても、やはり地震、津波関係の様々な評価、あるいは対策が極めて大きな論点になるかと思っております。

また、政府の方針が審査に何か影響を与えるかということについてでございますが、これは一切ございません。我々は厳正な規制を継続的にやっていくことに変わりはありません。

○記者 今のちょっと最後のお答えに関連して、その政府の方針が、原子力規制委員会も政府の機関の一部なのだから、政府が原子力政策を変えていくのだったら、それに沿った形で対応していくべきではないかと、むしろ原子力規制委員会が政策の足を引っ張っているのではないかという意見もあるのですけれども、そのことについてはどうお考えになりますか。

○山中委員長 やはり原子力規制委員会の成り立ちから考えまして、原子力規制に関しては、独立して、しかも厳正な規制というのが、まずは基本かと思えます。この点については決して私も曲げるつもりはございませんし、一切、その点について曇りはございません。

○司会 では、オンラインからの質問を代読させていただきます。

最初は、フジノブ様。これは、個人会員の方ですか。

原子力の安全性への取組はよく分かりました。ただ、どうしても腑に落ちないのは、放射性廃棄物の処理問題です。安全な原発でも放射性廃棄物は常時生み出されます。これをどうするか定かではなく、廃棄場所も決まっていません。これは未来に負の遺産を押しつけるもので、無責任と言われてもしょうがないのではないのでしょうか。

関連していると思うのですけれども、毎日新聞のモトムラさんからの質問で、規制委員長としてではなく、原子力の研究者として、国策である核燃料サイクル政策をどう受け止めていますか。賛否を示した上で、現状でのお考えの課題について御解説くださいという、廃棄物と核燃料政策についての質問です。

○山中委員長 まず、廃棄物処理の問題でございますけれども、まず、利用政策側がどのように考えるかというのは別の問題として、我々としては、廃棄物に関して、様々な基準づくり、あるいは高レベル廃棄物の処理に関する考え方を取りまとめて、これを公表したところでございます。したがって、利用政策側とは独立して、我々は安全規制側としてなすべきことを着実にこれまで進めてきていると考えております。

また、燃料サイクルについてどのように考えるかということについては、私、原子力安全の規制側の人間としては、お答えする立場にはないかなというふうに考えております。

○司会 現状について、核燃料サイクルの課題についても、特に御意見は。

○山中委員長 核燃料サイクルの課題についても、これは利用政策側で、まずはお考えいただくことであって、私どもは、その核燃料サイクルの施設について何ら申請がありましたら、それについて厳正に安全審査を行っていくというのが我々の務めであるというふうに考えております。

○司会 モトムラさんから追加で、一研究者としてどうお考えになるのかと聞いているのですけれども、食い下がっておられるのですが。

○山中委員長 やはり現在の原子力規制委員会委員長としての今日は講演をさせていただいている立場でございますので、それについてはお答え、今回は控えさせていただきたいと思っております。

○司会 では、次の質問にいきます。

ヨシノミノルさん。これはちょっと御所属がないのですが、山中委員長は、運転期間60年を超える老朽原発について、日本独自の設計の古さを考慮した審査をしましたが、規制庁職員は、定例会後のレクなどで、新規制基準をクリアしていれば審査は必要ないとし、山中委員長の見解に否定的です。規制庁職員が山中委員長の見解を否定するのはかつて聞いたことがありませんが、では、設計の古さの審査を行うのですか、また、きちんとした審査ガイドなどを作るのですか、という御質問です。

○山中委員長 高経年化した原子炉の新しい安全規制について、現在、準備を進めているところでございますけれども、設計の古さについてもきちんと考慮していくというのが原子力規制委員会の方針であるというふうには理解しておりますし、規制庁職員もそれに対して何か異論があるとは理解しておりません。

設計の古さについても、新しい高経年化に対する安全規制の中できちんと見ていけるような制度設計にしていきたいというふうに考えております。

○司会 はい。ありがとうございます。

ではオンラインで、あと2問いきます。これも個人会員から、オオタタミオさんという方からです。

東電は、2012年12月14日の原子力安全改革プランで、事実を誤認識し公表、迅速な公表の不足などを反省していました。2021年2月13日地震発生で、汚染タンクがずれると、事実の公表が遅れたことを廃炉カンパニーは反省しています。東電の体質は2011年3月と現在も変わっていないのではないかと。1F（福島第一原子力発電所）がある自治体も東電は廃炉処理について十分な説明がないと言っています。規制委員会の東電に対する現在の評価はどうでしょうか。

○山中委員長 東京電力に対する私の認識を問われていると理解しました。

まず、東京電力の体質でございますけれども、東京電力の経営層は非常に私は変わられたというふうに感じております。ただ、様々な東京電力に問題があるということも事実でございます。

特に東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に関しましては、やはり現場力と申しましようか、技術力のなさというのが私は強く感じているところでございます。この点については、きちんと東京電力自身も反省して、現場力、技術力をつけて廃炉作業に臨んでいただきたいというふうに感じております。

○司会 では、オンラインの質問をもう一つ。

朝日新聞のツボイさんからの質問です。

デブリの取り出しは計画どおりに進んでいません。デブリの取り出しはできず、結局、石棺にするしかないのではないかと意見をどのように否定されますか。

もう一つ。廃炉作業が終了したとき、福島第一の敷地はどうなっていると考えますか。公園にでもなるのでしょうか、というお尋ねです。

○山中委員長 まず、デブリの取り出しについての御質問でございますけれども、私自身もデブリの状態について、現在、事故調査・分析を続けてきております。講演の中でもお話をさせていただきましたけれども、世界的に認識されていた熔融炉心の挙動と現在見出されている福島第一原子力発電所で原子炉の下部に蓄積した熔融炉心の挙動というのはかなり違ったものがございます。

というように、かなりデブリ自身の挙動把握に難しい困難さがあるというのは私自身も感じているところでございます。なかなか予定どおりに進まない現状については私も歯がゆい思いをしておりますけれども、今後、私自身、直接、その事故調査・分析に関わることで、できるだけ早くデブリの取り出しができるような形に持っていきたいなというふうに思っています。これは、東京電力と協力しながら、事故調査・分析を精力的に今進めているところでございますので。

それから、最終的なその福島第一原子力発電所の状態はどうなるのだという御質問、二つ目の御質問でございましたが、原子力規制委員会として、最終形について、何か、今、見解を持っているという状態ではございません。東京電力が、まず、最終的にどういうふうにするのかということを示していただいて、私どもはそこに持っていくま

で安全かつ事故なく進めていただくよう、監視、助言を継続していく。また、そのための事故調査・分析を継続していくという、そこに尽きると思います。

○司会 はい。ありがとうございます。

それでは、また、会場の方で御質問のある方がありましたら、挙手をお願いします。では、どうぞ。

○記者 新潟日報のエンドウと申します。よろしくお願いします。

東京電力の柏崎刈羽原発について伺います。

今、テロ対策の不備が発覚した東電の柏崎刈羽原発について、今後、どのような判断を下していくのかというのは山中委員長にとって大きな課題になると思うのですけれども、委員長の就任からおよそ2か月たって、改めて現状への認識と、今後どのように判断していくのか、何がどうなったら検査、追加検査を終了するのかという具体的な基準みたいなものは委員長の中におありでしょうかというのが1点と、先ほども似たような質問がありましたけれども、政府はその既存原発の再稼働を進めるという方針を打ち出しておりますけれども、柏崎刈羽原発の検査に対しても政府の方針とは関係なく検査を進めるということによいのか、確認させてください。お願いします。

○山中委員長 では、お答えいたします。まず1点目が検査の現状の認識と今後という御質問だと解釈いたしました。それでよろしゅうございますか。

まず、柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護に関する違反、これは重大な違反だと私も認識しております。現在、検査、追加検査を継続しているところでございます。

これは以前にもお答えをいたしましたけれども、施設設備で対応できるハード面の対策、これと組織、あるいは組織文化、あるいはマネジメントといったソフト的な対応の部分、この両面が、多分、結果の判断の決め手になろうかと思えます。

施設設備のハード面については、多分、一般の方にも分かりやすい判断基準になろうかと思えますし、方針については、御覧を既にいただいているので、それを満たしているかどうかというのを御判断の基準にさせていただけるかと思えます。

一方、ソフト面の対応については、なかなかこれは分かりづらい。組織ですとか、組織文化ですとか、この辺を改善したかどうかというのをきちんと確かめていく必要がございます。検査官の皆さんには、このソフト面の評価をできるだけ定量的に委員が判断できるような検査結果のまとめ方をしてくださいというふうにお願いしております。委員が理解できなければ一般の方は理解をしていただくのは困難ですので、これはハード面、ソフト面、両面からきちんと追加検査の判断を委員会ですてまいりたいというふうに思っております。

また、委員全員が現場に入ってくださいというのを指示しています。私ももちろん現場に入って最終的な確認をすてまいりたいというふうに思っています。委員が現場に入って、検査結果を確認して、最終的な判断を下すという、そういう方針を委員の皆

さんには既にお伝えをしております。

それから、政府の方針云々というお話でございました。方針がどのようであっても、検査の判断については変わらないのかどうか。これは変わりません。政府がどういう方針を出そうが、厳正な検査については一切緩めるつもりはございません。

○記者 すみません。追加でお願いします。

委員全員が現場に入って、現場を見てから判断するということですがけれども、山中委員長、かねて来年春以降に、一定程度の評価というか、判断を下すということですがけれども、今後のスケジュール感というか、どういうふうに委員の皆さんが入っていったというのはいち描いているところがありますか。

○山中委員長 答えいたします。検査の判定の時期については、これまでお答えしていた予定に、現在のところ変化はございません。したがって、その春までに委員の先生方全員に現場に入らせていただくようお願いをしているところでございますし、私もそれぐらいまでの時期に現場に入りたいというふうに思っております。

私、ちょうど2年前に現場に入っておりますので、そのときの状況と見比べることで、あるいは検査結果と見比べることで、何らかの判断ができるものと考えておりますし、委員の先生方も何度か現場には入られておりますので、変化は見取っていただけるかなというふうに思っております。

○司会 はい。ありがとうございます。

会場の方、ほかはよろしいでしょうか。

では、そちらの方、どうぞ。

○記者 テレビ朝日のマツバラと申します。よろしく申し上げます。

委員長は、運転期間の見直しに関しては委員会で意見を言うことはないということで、2020年7月ですか、決められたということなわけですけれども、40年、60年ルールというのは、非常に事故の、先ほどから委員長がおっしゃっているような教訓の大きな柱だと思うのですね。

それで検査は今後も緩めることはないといっても、では、その方法は何なのかということも具体的に示さないで、いきなりその象徴を経産省と電力会社が言ったから取っ払うというのは、幾ら意見を言わないにしても、事故の教訓ということを考えますと非常に大きな象徴を外すことになるかと思うのですけれども、ですから、先日の会見でも前のめりとかということを言われたかと思うので、そういう御質問もあったかと思うのですけれども、そういった、この象徴であるものを何ら具体的に緩めないから大丈夫だということとやることについて、何が担保になるのだろうと思うのですけれども、そこについてどうお考えなのかというのを伺いたいです。

○山中委員長 原子力発電所の寿命というのを科学的、技術的に一義的に決めることはできないというのは、これはもう以前から原子力規制委員会で意見を皆さんが述べてき

たところと変わりありませんし、象徴というお言葉を使われましたけれども、これまで原子力規制委員会は、60年、40年というのはあくまでもタイミングであって、何か我々が政策的に判断をしたものではない、意見を申し上げることのできない事柄であるという見解は既に以前から述べさせていただいてきているところでありまして、私自身、この運転期間に関する定めが抜け落ちてしまうことで高経年化した原子力発電所の安全規制に抜けが出てはいけないということで、あくまでも準備として進めさせていただいているところで、何か利用政策側が変更されなければ、私どもがこの運転期間が影響するような定めについて変更するつもりはございませんし、あくまでもこれは継続的な安全規制の厳正さが失われないための準備でございますので、その点、御理解いただければと思います。

○記者 準備でいらっしゃるの、具体的に出てから運転期間について変更したらどうですかというような、その期間の意見ではなくて、そのやり方に対する意見というのを規制当局としておっしゃってもよろしいのではないかなと思うのですが、そこはどうでしょうか。

○山中委員長 少なくとも安全規制制度に抜けがないように、厳正な、継続的な安全規制を担保していくためにはかなりの時間が必要になりますので、その定めについての準備、検討を事前に始めたというのが実情でございます。

今後、詳細な検討については入っていくことになろうかと思っておりますけれども、これはあくまでも利用政策側が案を出されてから詳細な設計に入ろうということで、委員会としてもそういうふうな見解でございます。

○司会 はい。ありがとうございます。

ほか、会場の方、いかがでしょうか。

では、そちらの方、どうぞ。

○記者 二つ目で申し訳ありません。高経年化の世界の原発との比較のことを一つ。世界の原発。世界の原発は、法律上、別段60年、70年、余り期限のないものが多いと思うのですが、現実には50数年ぐらいしか運転していないものが多いと思います、長いもの。

これは、理由は、技術的な、まさに高経年化なのか、経営上の理由なのか、どうして世界の原発は50数年ぐらいで大体終わってしまっているのかということをお委員長はどう見ていらっしゃるか。

ということは、逆に言うと、判断にデータは、結構足りないのではないかと。世界に比べるものがない、あるいは、世界の原発のかなり50数年運転している原発って参考になるのかどうか、日本の原発の審査を考える上で。その辺り、ちょっと抽象的な聞き方ですが、もしよろしければ。

○山中委員長 まず、御指摘になりました世界の原子力発電所の実情はどうですかという

御指摘でございますけれども、52年程度というのが最高の、今、運転期間になろうかと思っておりますけれども、米国の例を倣いますと、40年、20年、20年ということで認可制度ができておりますし、フランス等では、10年ごとの評価ということで高経年化した原子炉の規制をしております。各国様々でございますし、むしろその運転期間を定めている国の方が少ないかなという理解でございます。

様々な国のいわゆる実情は参考にできる状態にはあろうかと思っておりますけれども、やはり日本独自の高経年化した原子炉に対する厳正な安全規制を継続できるようなルールづくりというのをしたいというふうに思っておりますし、特に、いわゆる物理的な性質は各国とそう変化はないかと思っておりますけれども、きちんとその申請をしていただいて認可を10年ごとにするというような制度を、今、考えておりますし、最初、お話が出ました設計の古さについても、十分その審査の中で見ていきたいというふうに思っておりますので、各国、様々な取組をしてございますけれども、参考にしながら、我々独自の安全規制を構築していきたいというふうに思っております。

○司会 はい。ありがとうございます。

ほかはございますか。

では、前の方、どうぞ。

○記者 東京新聞のマスイです。よろしく申し上げます。

先ほど、質問に対するお答えで、東京電力の福島第一原発の廃炉作業を見ていると、現場力、技術力がないと感じているというふうにおっしゃったと思います。委員として、プラントを今まで見たり、審査されてきて、どういうところが足りないというふうにお考えで、そういうところが足りないからこういうところを強化してほしいという注文も併せてお願いします。

○山中委員長 東京電力福島第一原子力発電所には、今年だけでも4回訪問させていただきました。たまたまそのときに、高レベルの放射性物質で汚染された、比較的、それほど太くない配管を切る作業を見ることができました。それほど、放射能は高くございますけれども、難しい作業ではあるとは思いませんし、もう少し技術的に工夫をすれば、うまく切れたらだろうなという、そういう配管の切断作業を見ることができました。

また、同時に、廃棄物の処理を行う焼却場についても、たまたまそのときに、その視察に行った日にごみが詰まりまして、これも非常に基本的な工夫が足りない。廃棄物が詰まらないような工夫をすれば、これはもう普通のごみ焼却炉で取られているような方策を取ればできたはずのことができていない。そういったところを幾つか見させていただいて、やはり東京電力の現場力をもう少し鍛えていただいて、これは協力企業や下請の企業さんとともにやはり作業を進めていただかないといけませんので、東京電力の職員自身がやはり現場力をつけていただいて、一緒に作業を進めていくとい

う体制を早く整えてほしいなというふうに思っております。

○司会 はい。ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

では、ちょっと私のほうから一つよろしいですか。先ほど来、話題になっております、その高経年化についてなのですけれども、委員長が変わられたタイミングで、タイミングというか、たまたまだと思うのですが、先ほど来、規制に漏れがないようにというところで、先回りした形で議論を進められているというお話だったのですけれども、やはり今までとはちょっと違った形に見えて、まさか経産省から、実は何か、裏から言われていることはないと思いますし、逆に付度しているということもないと思うのですけれども、この間の国会でも野党の議員さん方からその辺について何度も追及を受けておられたのですけれども、国民にそういう見え方をしてしまうということは、信頼ということについて余り好ましくないことだと思うし、信頼があってこそその規制委員会だと思うのですね。その辺をもうちょっと見込んで、うまく説明されることはできないのでしょうか。

○山中委員長 時期的な問題につきましては、具体的に8月末頃にGX（グリーントランスフォーメーション）会議の原子力に対する考え方が表明されました。その中で、原子力発電所の運転期間についての記述がございまして、私、個人的にやはりこの運転期間についてはもう既にかなり長い前から議論を進めてきたところで、利用政策側の判断する事柄であって、我々原子力規制委員会が判断する事柄ではないという、その結論を出しておりました事柄でしたので、特に関連する原子炉等規制法の条文に抜けが出てしまうということを非常に危惧いたしました。

それで、誤解を恐れずに準備を開始したところでございます。これはもうタイミング的に私が委員長になってすぐのタイミングでございましたけれども、これもあくまでもタイミングの問題でございまして、私としては、この規制に抜けがあっては行けないと、高経年化した原子炉に対する安全規制については厳正に継続しなければならないという、そういう気持ちから議論を開始したところでございます。何か圧力が加わったとか、下取引があったとかということでは全くございません。ここはもう自信を持って皆さんに表明できるところでございまして、この点については、高経年化した原子炉についての安全性については、私ども原子力規制委員会が責任を持ってきちんと規則を作っている所存でございます。

○司会 ありがとうございます。

そろそろ時間が参りましたが、最後に一つ聞きたいということが何かございましたら、会場の方、よろしいですか。

それでは、山中さんに揮毫いただいた字を紹介します。

こちらでよろしいですかね。「変化を恐れない」、今日のタイトルでもあるのですが、一言、お願いできますでしょうか。

○山中委員長 ありがとうございます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓が私の原点である、この原点については、私自身、忘れてはならない原点であるというふうに思っておりますし、原子力規制委員会の職員全員が同じ気持ちであろうかと思えます。ただ、原子力規制については、国際的な機関からの評価も受けながら、変化を恐れることなく改善をしまいたいというふうに思っております。

私ども、厳正な規制を継続的にこれからも遂行してまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○司会 はい。山中さん、どうもありがとうございました。

これで終わりにします。

—了—